保護者　殿

甲斐市立双葉中学校
校　長　佐野　正

インフルエンザによる出席停止について

学校保健安全法により，インフルエンザにかかった場合は出席停止の措置がとられます。この措置はお子さまが十分休養して早く病気を治すためと，他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。

出席停止期間は「発症した後５日を経過し，かつ，解熱した後２日を経過するまで」となります。発症日は病院に受診した日ではなく，インフルエンザ様症状が始まった日となりますので，病院受診時に医師に確認してください。

登校する際は，ご家庭で下記に必要事項を記入していただき，担任に必ず提出していただきますようお願いいたします。インフルエンザに限っては，再度医療機関を受診し，証明をいただく必要はありません。

インフルエンザ報告書

１．下の表に日付を記入してください。
２．毎日体温を記入し，解熱した日に〇をつけてください。
３．解熱した日と表の①～⑤を照らし合わせて，登校可能日を確認してください。

	発症日	発症後							
	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
月日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
解熱した日に〇									
①発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	**発症後4日目**	**発症後5日目**	登校可能〇		
②発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	**発症後5日目**	登校可能〇		
③発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能〇		
④発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能〇	
⑤発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能〇

インフルエンザ（　　）型	診断を受けた医療機関名

発症した後５日を経過し，かつ，解熱した後２日を経過し，

体調も良好のため令和　　年　　月　　日より登校します。

年　　組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印